

熊本県生活困窮者自立相談支援事業等業務委託 プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、熊本県生活困窮者自立相談支援事業等を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

本業務は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える家計、就労、住居、教育、社会的孤立などの多様かつ複合的な課題に対し、包括的かつ継続的な支援を行うことにより、生活の再建と自立の促進を図ることを目的とする。なお、詳細は、3に定める各業務の事業実施要綱に基づくものとする。

また、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、本県の設置する「地域生活定着支援センター」が、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

3 募集事項

(1) 業務名

- I 熊本県生活困窮者自立相談支援事業業務
- II 熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業（就労準備支援事業）業務
- III 熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業（子どもの学習・生活支援事業）業務
- IV 熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業（家計改善支援事業）業務
- V 熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業（居住支援事業）業務
- VI 熊本県地域生活定着支援センター設置・運営業務

(2) 業務内容

各事業実施要綱及び運営要領、仕様書のとおり。

- I 「熊本県生活困窮者自立相談支援事業実施要綱」「熊本県生活困窮者自立相談支援事業業務委託仕様書」
- II～V 「熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業（各事業毎）実施要綱」「熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業（各事業毎）業務運営要領」「熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業（各事業毎）業務委託仕様書」
- VI 「熊本県地域生活定着支援センター設置・運営要綱」「熊本県地域生活定着支援センター設置・運営業務仕様書」

(3) 契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

(4) 事業費（委託限度額、全て消費税及び地方消費税込み）

- I 68,310千円
- II 23,964千円
- III 33,726千円
- IV 21,350千円
- V 15,863千円
- VI 35,200千円

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。契約額は、プロポーザル実施後に別途徴取・締結する見積書・委託契約書によるものとし、応募者が提示した額とは必ずしも一致しない。

なお、委託業務遂行後、収支精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 実施要綱、運営要領及び仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (2) 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他県が適当と認める民間団体又は(9)の要件を満たす共同体であって、県内に活動拠点となる事務所を有すること。ただし、VI熊本県地域生活定着支援センター設置・運営業務においては、一般社団法人及び一般財団法人は除く。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がない者であること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (8) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (9) 複数の法人で共同体を構成して参加する場合は、次の事項を要件とする。
 - ア 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。

- イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
- ウ 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。
- エ 参加表明書の記名等については、参加者全員が行うこと。
- オ 提案については、一参加者につき一提案に限る。また、共同体の構成員は、他の共同体の構成員となり又は単独で提案を行うことはできない。なお、代表団体及びその構成員は上記（1）～（8）の全てを満たすこと。

5 選定スケジュール（予定）

募集開始（県HP掲載）	令和7年（2025年）12月22日（月）
質問書提出期限	令和8年（2026年）1月14日（水）15時必着
参加表明書提出期限	令和8年（2026年）1月20日（火）15時必着
企画提案書提出期限	令和8年（2026年）1月27日（火）15時必着
審査会（プレゼンテーション）	令和8年（2026年）2月10日（火）予定
審査結果通知・委託契約事務	令和8年（2026年）2月中旬～3月
業務開始	令和8年（2026年）4月 1日（水）

6 質問の受付及び回答

業務内容や企画提案書の作成に関して質問がある場合は、電子メールで送信し、その旨電話連絡をすること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

（1）質問の受付

- ① 提出書類 質問書（様式1）
- ② 提出期限 令和8年（2026年）1月14日（水）15時まで
- ③ 提供方法 電子メール
- ④ 提出先 「12お問合せ及び書類提出先」に同じ

（2）質問に対する回答

（1）の質問書に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は必要に応じて参加者全員に知らせる場合がある。その際、質問者は公表しないものとする。

7 参加表明書等の提出

参加を希望される方は、参加表明書等を下記期限までに提出すること。

（1）参加表明書提出期限

令和8年（2026年）1月20日（火）15時必着

※当日消印有効ではないので注意すること

（2）提出方法

持参又は郵送にて提出

※郵送の場合は、トラブル回避のため、特定記録又はレターパック等の記録に残る送達手法とすること。以下同じ。

（3）提出書類・提出部数

以下①～⑥の書類を1部提出すること。なお、3（1）のうち複数業務への

参加を希望する場合には、業務毎に提出すること。

- ① 参加表明書（様式2）
 - ② 組織の体制に関する書類（様式3）
 - ③ 直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書の写し
 - ④ 定款の写し
 - ⑤ 履歴事項全部証明書
 - ⑥ 納税証明書（消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないことの証明）
- ※熊本県の業務委託契約等入札参加資格を有する者については③～⑥の提出は不要とするが、入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- ⑦ 共同体協定書（任意様式）
- ※複数事業者で構成する共同体で応募する場合のみ

（4）参加資格の決定及び通知

参加資格の確認について参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果については、電子メールにより通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかとなったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

8 企画提案書等の提出

（1）提出書類及び提出部数

次の①～⑤の書類を6部（正本1部、副本5部）提出すること。なお、3（1）のうち複数業務への参加を希望する場合には、業務毎に提出すること。

- ① 企画提案書（様式4）
- ② 企画提案プレゼンテーション資料（任意様式）
 - ・ 実施要綱等、仕様書並びに審査基準を参照のうえ作成すること。また、別表「企画提案プレゼンテーション資料記載事項」に記す事項等について明記すること。（項目番号を合わせるなど、別表とプレゼンテーション資料内の該当箇所の対応関係が分かるようにすること。）
 - ・ 枚数の制限はないが、プレゼンテーションの時間（20分前後を想定）等も踏まえ、要点を押さえた内容とすること。
 - ・ A4版（縦横問わず）で作成し、ページ番号を振ること。

- ③ 会社概要（任意様式）

- ④ 参考見積書・経費内訳書（任意様式）

※委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料等）及び一般管理費とする。なお、備品購入など、受託事業者の財産取得となる経費は原則として認めない。

※一般管理費は、事業の実施に直接必要な経費の10パーセントまでを計上することができる。

※参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

- ⑤ 事業者の取組に関する申出書（様式5）及び取組を確認できる書類

(2) 提出期限

令和8年(2026年)1月27日(火)15時必着

※当日消印有効ではないので注意すること

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出

※持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

(提出期限の日は15時まで)

9 受託事業者の選定方法等

(1) 審査会

受託事業者の選定にあたっては、提出された企画提案書の内容について、次の日程で開催する審査会でプレゼンテーションによる審査を行い、採用案を決定する。なお、プレゼンテーションの時間、場所等詳細については、後日連絡する。

また、審査会で使用する資料は8(1)で提出された資料のみとし、審査会当日の追加資料の使用は認めない。

実施日：令和8年(2026年)2月10日(火)予定

(2) 審査基準

別添「審査基準一覧」のとおり。

(3) 選定方法等

① 別途設置する選定委員会において、上記の審査基準に基づき審査を行い、審査員の合計点の最高得点者を委託候補者として選定する。最高得点者が複数出た場合、各審査員の最高得点を多く獲得した者から順に委託候補者、次点者とする。なお、この方法においても上位が決まらない場合は、委員長が上位者を決定する。

② 参加事業者が1者の場合は、審査員の合計得点の総数が5割以上である場合に選定するものとする。

(4) 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション実施日から7日以内を目途に全ての参加者に書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

(5) 契約方法

① 県は、委託候補者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意のうえで契約を行う。なお、採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

② 上記①の協議の結果、契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがある。

③ この選定により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第95条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。

(6) 契約保証金

契約に際しては、熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

契約保証金の納入に関しては、県から納入通知書を発行するため、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金を免除する。

10 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該書類を無効とし、参加資格の取消し、審査結果の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- (3) 参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。
- (4) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公表することができる。
- (5) 県は委託候補者の決定後、契約締結までの間に、委託候補者が「4 参加資格」に規定する要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (6) 企画提案の内容は委託候補者を選定するためのものであり、実際の業務は、県と協議の上実施する。
- (7) 複数事業者の共同体による受託を希望する場合は、企画提案書及び共同体協定書以外の書類については、共同体を構成する事業者ごとに作成し、代表事業者がとりまとめのうえ企画提案書と併せて提出するものとする。

12 お問合せ及び書類提出先

熊本県 健康福祉部 長寿社会局 社会福祉課 生活支援班

住 所：〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電 話：096-333-2198

メール：shakai.fukushi@pref.kumamoto.lg.jp